

令和6年9月27日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子
2 番	宮 崎	幸 宏
4 番	中 村	日出代
5 番	池 田	廣 志
6 番	杉 原	元 博
7 番	樋 口	作 二
8 番	中 村	一 堯
9 番	松 田	義 太

10 番	勝 屋	弘 貞
11 番	角 田	一 美
12 番	伊 東	茂
13 番	福 井	正
14 番	松 尾	征 子
15 番	中 村	和 典
16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

3 番	笠 継	健 吾
-----	-----	-----

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 口	徹 也
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	松 本	則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
政 策 総 務 部	長	川	原	逸	生
市民部長兼福祉事務所長		岩	下	善	孝
産 業 部	長	山	崎	公	和
建 設 環 境 部	長	山	浦	康	則
総 務 課	長	白 仁 田	和	哉	
総務課参事兼選挙管理委員会事務局長		寺	岡	弘	樹
政 策 調 整 課	長	中	村	祐	介
財 政 課	長	村	田	秀	哲
政策調整監兼DX推進室長		松	丸	環	大
保 険 健 康 課	長	染	川	康	輔
福 祉 課	長	高	本	智	子
商 工 観 光 課	長	中	尾	美 佐	子
環 境 下 水 道 課	長	山	口	秀	樹
環 境 下 水 道 課 参 事		橋	川	宜	明
教育次長兼教育総務課長		江	頭	憲	和

令和 6 年 9 月 27 日（金）議事日程

開 議（午前10時）

日程第 1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和 6 年 9 月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
5	4 中 村 日出代	1. 鹿島市学校給食センターについて (1) 鹿島市学校給食センターの劣悪な職場環境について 2. サテライトオフィス等開設支援事業について (1) 同事業運営施設交付金申請は空き店舗か空きビルかについて (2) 同事業提出申請書確認のための公文書開示請求について ① 開示請求内容（申請書決裁文書、現地調査報告書）の結果は、公文書を保有していない（民間施設運営者から鹿島市への上記書類の提出はない。）について 3. 市民交流プラザ浴室利用の日曜日休業について (1) 浴室利用の日曜日休業理由について (2) 市民からの休業見直しの声について
6	7 樋 口 作 二	1. デジタル社会に抱く不安について (1) マイナンバーカードについて ① 健康保険証の取扱いについて (2) ネット詐欺への対応について ① インターネットに潜むネット詐欺 ② 送られてくる詐欺メールについて (3) 子どもの成長への影響について ① スマホ保有の実態と指導 ② SNS の問題点 ③ デジタル教材は子どもの脳の発達に有効なのか (4) 熊本県の半導体バブルについて ① 半導体産業と有明海への水汚染

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。

開議に先立ち申し上げます。

本日質問を予定されておりました 3 番笠継健吾議員につきましては、欠席届が提出され、併せて一般質問通告書の取下げ申出書が提出されたことを御報告いたします。

現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会

議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（徳村博紀君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。4番中村日出代議員。

ここで申し上げます。中村日出代議員の一般質問は議場モニター映像を使用して行います。

○4番（中村日出代君）

おはようございます。4番議員の中村日出代です。よろしくお願いいたします。朝夕は大分涼しくなりましたが、まだ日中は暑い日が続いていますので、体調管理には十分に気を付けてまいりたいと思います。

それでは、質問に入ります。

今議会は、大きい項目3、小さい項目5について質問いたします。

それでは、大きい項目だけ紹介いたします。

1、鹿島市学校給食センターの劣悪な職場環境について、2、サテライトオフィス等開設支援事業について、3、市民交流プラザ浴室利用の日曜日休止について質問いたします。

3の市民交流プラザ浴室利用の日曜日休止についての表題の訂正をいたします。

6月議会では、私の質問、執行部の答弁ともに、休止ではなく休業と表現しておりました。よって、休止ではなく休業と訂正いたします。

それでは、最初に総括質問をいたします。

鹿島市学校給食センターの劣悪な職場環境について。

給食センターの建築年は古いほうで調理場棟が昭和55年、それから、昭和61年となっており、かなりの年数が経過しております。佐賀県内で鹿島市学校給食センターより古い給食センターがあるのか、答弁をお願いいたします。

次に、サテライトオフィス等開設支援事業について。

施設改修工事が予定どおりに進んでいるのか、答弁をお願いします。

3番目に、市民交流プラザ浴室利用の日曜日休業について。

市民交流プラザ浴室を公の施設として設けることができる法的な根拠の答弁をお願いいたします。

関連質問はこの後行います。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

本市の給食センターでございますけれども、県内で一番古い建物になっています。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

お答えいたします。

今、議員から御説明がありましたオフィスについては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して民間事業者が運営するサテライトオフィスの整備を補助するもので、オフィス整備については11月の完成を目指して運営事業者の方で工事を進めていただいております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

公の施設として設けることができるという法的根拠についてですが、法的根拠は地方自治法と公衆浴場法にあります。

地方自治法第244条第1項で、公の施設は「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。」と規定されております。ここから、公の施設の要件としては5つに整理することができます。

1番目に、住民の利用に供するための施設であること、2つ目に、当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること、3、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設であること、4、普通地方公共団体が設ける施設であること、5つ、普通地方公共団体が設けるものであること、以上、これらの要件を満たしておりますので、公の施設と言えます。

もう一つ、公衆浴場法ですが、これは公衆浴場の開設、運営等に関し、公衆の健康の保持増進及び公衆の生活・福祉の向上を図るための基本的な法律になります。

公衆浴場とは、温湯、潮湯、または温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいいます。市民交流プラザにある浴場は、佐賀県知事の許可を受けまして業として公衆浴場を運営しております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

昨日の松尾征子議員と教育長の質疑の中で、給食センターはおいしい給食の提供との教育長の答弁がありました。これは鹿島市総合計画には安全で安心な学校給食の提供と項目がありますが、訂正はされますか。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。指名通告を受けておりませんが、昨日の答弁ということで。

これは総合計画にきちっとしておりますので、訂正はいたしません。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、安心・安全な学校給食ではなくて、おいしい給食の提供ということですね。それでよかとでしょう。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

安全・安心な給食に基づいて、昨日申しましたように、限られた給食費の中でおいしい給食を作っていることにお礼を申し上げたところでございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

安全・安心な給食というのは全然言葉で出てこなかったと思いますよ。後で議事録を見て確認したいと思います。

まず、そういうふうな認識ですよ。安全で安心な学校給食ということを教育長は思ったらんけんが、給食センターも今まで全然建て替えも改修も何もなっと思っと思っですよ。認識を改めてください。

それから、教育次長、松尾議員との昨日の話の中で給与のこともあったですよ。職員の給与ね。その時給を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

シダックスの社員の給与ということですが、シダックスのほうでも正規の社員の方、非正規の社員の方がいらっしゃいますので、非正規の社員の方の時給ということでお答えをいたしますと、佐賀県の最低賃金並みということでお聞きをしております。最低賃金は900円だと思います。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○４番（中村日出代君）

佐賀県の最低賃金が少なかとやなか。九百幾ら、八百幾ら。どっちにしても給与が安かということね。

それでは、今から質問を始めます。

鹿島市学校給食センターの劣悪な職場環境について質問いたします。

劣悪の意味は、職場環境などが劣っていて悪いことと説明されています。

今議会で給食センターの職場環境について質問するきっかけになったのは、7月25日に鹿島市PTA連合会と意見交換を行った際に、野菜を洗っていると、さびが水道から出た等の理由で何回か給食が停止になったとの意見がありました。給食の安全に不安の声があり、それを受けて8月23日の文教厚生産業委員会でさびが出た状況について教育総務課から聞き取りをし、その日のうちに同委員会で給食センターの視察を行いました。

この件について副市長に情報を提供したところ、すぐに給食センターの状況を視察していただきましてありがとうございました。さびが出た状況については既に改善されていると思っていましたけれども、昨日の発言では今後検討をしていくということやったですね。ただ、さびはあまり体には影響がないということでしょう。——分からない。調べたところ、あまり影響はないということでした。

それでは、劣悪な職場環境について具体的に説明いたします。

まず、給食センターは古いですね。築44年、とにかく古い。そして、体育館のように広いですね。天井も高かけん、上のほうに換気扇がついていますけれども、なかなか換気の状態もよくありません。作業の服装は、頭はキャップをかぶって、マスクをして、前かけをして、手袋をはめて、長靴を履いて、一番驚いたのはファン付きの空調服を着て作業をされていることでした。空調服というのは、暑い中で外での作業をされている方が着用するとばかり思っていましたけれども、まさか給食センターで職員の方が着用しているとは本当に驚きました。

よその給食センターで、この空調服を着ながら作業しているところがありますか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

県内の全ての給食センターのことを見て回っているわけではないので、確実にそうだということとは言えませんが、県内の給食センターにおいて空調の設置率というのがございますが、給食の調理場そのものが単独の調理場となっているところと、うちみたいに給食センターみたいな形になっているところがあります。佐賀県内ですけれども、単独調理場になっているところで調理室に空調が入っているのは84%、給食センターでいいますと、調理

室に空調が入っているところは75%ありますので、もしかしたらそれ以外の給食調理場については空調服等を着て作業されているところもあるかと思います。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

外でする作業の空調服を着て作業している給食センターは恐らくなかでしょうね。それだけ職場環境が悪いということが改めて分かりました。

私たちが行ったときの施設の温度は40度やったですね。教育次長は30度と昨日言われたけれども、私が行ったとき温度計を見せてもらったら40度でした。夏場は蒸し風呂状態ですね。この施設がドライシステムになっておりません。ウェットシステムとなっております。

このドライシステムとは、床が常に乾いた状態で給食を作るということですね。ウェットシステムとは、床が水浸しの状態のことをいいます。後で説明いたしますが、床は常に乾いた状態でなければ細菌が増殖します。これが原因で食中毒の発生のおそれがあります。そのために、よそのところはみんなドライシステムになっていますね。

そのために、職員の皆さんは空調服を着ながら、常に床を乾いた状態に保つためにずっと拭かんばいかんですね。蒸し風呂状態の調理場で、食中毒の事故が起きないようにと気を配りながらの作業です。体力的にも精神的にも非常に劣悪な職場環境と言っても過言ではありません。

それで、質問です。

教育総務課はこのような環境をどのように認識しているのか、答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

御質問あったように、本市の給食センターはドライシステムにはなってございません。御紹介あったように、建物としても一番古いもので44年目になりました。調理場としては38年目になっています。

このドライシステムに今の給食センターを改修しようとすれば、部分的な改修というわけにはいきませんので、大規模な改修、または建て替えということになります。多額の費用もかかると思っています。ですので、建て替え、改築なりが行われるまでは、補修等を行いながら延命措置で運用をしていきたいと思っております。

そのほか、先ほどからお話しいただいている室温のことですけれども、昨日、教育長のほうも答弁いたしましたけれども、今年度も1台、移動式のスポットクーラー等を購入したり、既存の調理場にも6か所のスポットクーラー、13個の吹き出し口を設置しておりますけれど

も、おっしゃったように、天井が非常に高く、調理場全体を冷やせない構造となっていますので、夏場の調理員の作業環境改善はうまくいっていないというふうに認識をしているところです。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは次に、職員の劣悪な職場環境における健康管理について質問したいと思います。

昨日の松尾議員の質問の中で、年に1度、健康診断をやっているという話でしたですね。

先ほども申しましたように、今、夏場は40度を超える調理場で、炊き出したらもっと上がってくっですね、40度以上。職員の皆さんが安全・安心に最善の対策等の気配りをしながら子供たちの給食を作っていただいております。炊き出しをすれば、40度をはるかに超える室内温度になります。この暑い給食センターを少しでも空気が冷えるようにとスポットクーラーが設置してあります。モニターをお願いします。

〔映像モニターにより質問〕

これはスポットクーラーですね。あれぐらいのところから冷たい風が来ても、あまり影響がないというような感じですね。

下が水になっとなつてですね。あれはいかんですね。あれが乾いた状態に常にならんばいかんですね。何といたしますか、本当に鹿島市の給食センターは危険な状態と言ってもいいような状況ですね。

体育館のように広い給食センターに、先ほど教育次長からありましたように、僅か6本のスポットクーラーに13の吹き出し口があります。夏場は非常に暑く、蒸し風呂状態での作業となっております。昼休みもゆっくり休んでいられないという状況です。

これで質問ですけれども、少しでも環境を改善するために、スポットクーラーの数を増やす、そして、古いスポットクーラーを取り替えるようにしていただきたい。これは施設の職員の方々の切実な要望ですね。それをどうされるか、教育次長、お願いします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

先ほど来、給食センターの職場環境が非常に厳しい状況だということを御質問いただいております。

室温が確かに40度になったところを私も見ました。調理場のほうについては、今御紹介いただいたように、スポットクーラーの数もありますので、最高でも三十五、六度、これがいい状態でないのは分かっております。

南側の洗浄室、主に洗浄に使っている建物のほうがスポットクーラーが少なく、非常に温度が上がっておりますので、御質問いただきましたスポットクーラーの増設といたしますか、また、昨日、松尾議員から御質問あったようなこと、対策のほうにつきましては、今後の予算措置等々について取り組めるように努力したいというふうに思っております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

健康診断で誰も具合が悪かった人はいないというような話がありましたけれども、実際は具合の悪か人のおんさっですね。そこら辺はまた把握して、していただきたいと思いますね。

そこで、私が令和5年3月議会の一般質問で給食センターの改修について質問をしております。その議事録を、市長、参考をお願いします。あっでしょう。

鹿島市学校給食センターの現状について質問いたしますということで、給食センターの設備で最大の問題が、床がドライシステムになっていないということです。先ほどドライシステム、ウェットシステムについて少し質問いたしました。ドライシステムとは、床に水が落ちない構造の施設、設備、機械器具を使用し、床が常に乾いた状態で作業する調理施設システムのことをいいます。鹿島市はウェットシステム、床が水浸しになる方式の調理場となっております。

なぜ床が乾いた状態がいいかといいますと、先ほども言いましたように、細菌は乾燥した床面では増殖できませんが、たまり水では水の中に含まれる少量の栄養分で十分に増殖できます。室内温度が20度以上になれば、発育速度が速くなり、細菌は分裂を繰り返し、床面の細菌が増加する状況になります。先ほど教育次長は35度と言ったのですかね。それはいかんですよね、20度以上。本当に危険な状態となっております。

そこで、鹿島市は現在、ドライ運用を行っております。ドライ運用とは、ウェットシステム、先ほど言いましたように、床が水浸し方式での調理場においても、ドライシステム同様、床が乾いた状態で使うことをいいます。これをドライ運用といいます。どのようにするかといいますと、作業中に水がこぼれた場合はすぐに拭き取り、床を乾いた状態に保つ作業を常に行わなければなりません。ドライシステムになっていないことが調理場の職員の皆さんの大きな作業負担となっております。

県内で給食センターがドライシステムになっていない市町はどれくらいありますか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

給食センターの床の方式といたしますか、ドライシステムか、ウェットシステムか、ドライ

運用かということで御質問をいただいております。

鹿島市の給食センターにつきましては、調理中につきましてはドライ運用ということで、水は床のほうに落ちないような形で調理をしております。ただ、食器や食缶が戻ってきたときの清掃時にどうしても床を掃除しないといけないので、そこで水を使ってしまうということになります。

御質問の県内の給食センターのドライの使用状況ということですが、データが古くてあれなんですけど、令和2年9月現在のものになります。先ほど単独調理場と共同調理場ということを申しました。単独調理場でいいますと、県内69の調理場がありまして、乾式、ドライの採用をしているのが39施設、導入率としては56.5%、給食センター方式の調理場数としましては32の施設、ドライを採用しているのが17施設、導入率が53%ありますので、合わせても45%程度は令和2年当時はドライになっていない施設があるかと思っています。

ただ、現状、6年5月の段階で近隣市町の状況を調べてみました。太良町、嬉野市、武雄市、大町町、白石町、江北町、こちらの給食センターは全てドライ方式を採用されています。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、議事録の237ページを市長見ていただきたいと思います。

これはそのときの私の質問ですね。「夏場の調理している方々の作業の環境というのは、劣悪とは言いませんけど、かなり厳しい環境の下で仕事をされていますので、なるべく早く改修とか、できれば新しく建て替えてもらいたいと思いますけど。それでは、市長にお伺いします。多額の費用がかかることはよく理解できます。しかし、計画的な整備計画は設定すべきじゃなかったかと思います。今まで計画がなかったことがおかしいのではないかと私は思います。子供たちに安全で安心な給食を提供できる学校給食センターの環境を整備することとは、本当にこれから子供たちのことを考えても大切なことだと思いますので、今後どういうふうにしていきたいと思っているのか、市長の答弁をお願いします。」と質問しました。

市長の答弁。「給食センターの今後の改築とか建て替えのことについて質問されました。実は昨年、私市長に就任して、ちょうど夏休み期間でしたか、給食センターのほうをちょっと見に行きました。さっきおっしゃったように、ドライ仕様、ウェット仕様、その部分とか、スポットクーラー、中のほうを見て回って、何か所か上のほうから下げて置いてありまして、今の状況ではなかなか調理員さんも大変なんですというようなことを係のほうから指摘を受けて、ああ、そうですかということで状況を見てまいりました。やはり確かに老朽化が進んでいます。大規模な改修をするのか、新しく建て替えるのか、やはりその判断をしなければなりませんので、教育委員会には、この老朽化の進んでいる給食センターの整備計

画をどういうふうに進めていくのか検討を進めてくださいということで今指示を出しております。整備計画については、まず教育委員会で検討していただいて、その出された方向性を庁議で諮って、どうしていくのかというのを決めていきたいというふうに思っております。」と答弁されております。

そこで、教育委員会に質問します。

教育委員会は市長の指示を受けて整備計画の検討をされていると思います。検討結果を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

給食センター整備計画につきましては、教育委員会教育総務課としては庁議に諮れるほどの整理がまだつけられていない状況にあります。市長のほうに報告ができているのは、現在の給食センターが非常に不整形な土地に建てられておりますので、現在の施設を運営しながら現在地に建て替えるというのはかなり難しいということを御報告いたしております。

このことにつきましては、他の市町で給食センターの建設に携わられた業者の方にアドバイスをいただいております。工事中に工事車両と給食センター車両の動線を分離することを考慮すると、川沿いの道路を利用する必要がありますけれども、この道路では大型工事車両を通すのは難しいだろうということです。また、業者的なところですが、工事中は給食センターの敷地内に工事用の車両等も置ければいいなと思っていらっしゃるみたいですが、それは何とかなるとしても、給食センターで働く方の駐車場はなくなるだろうということです。それから、現地が下水道区域ではないので、ただ、近くの県道のほうに下水道管の敷設がありますけれども、技術的にそちらの下水道管に切り替えるとなると、土地の高低差もありますので、技術的に絶対不可能ではないかも分かりませんが、経費的なものを考えれば難しいかも分からないと。もし新たな浄化槽を設置するとなれば、それもイニシャルコストとかランニングコストがかかるだろうなということで、肯定的な御意見ではありませんでした。

現在地で運営をしながらということになると、多分、一部の建物についてリノベーションといいますか、一部解体をしたり、改修をしたりということで、それに伴う衛生的な処理も必要になると思います。それでは余計に費用がかかってしまいますので、なかなか難しいんじゃないかというようなアドバイスを受けております。

このほか、担当のレベルとしましては、県内の先進事例地、新しい給食センターを建てたところがありますので、そちらへの視察、それから、厨房機器メーカーと言われる専門の業者へ今後の計画について御相談をしたりということで情報収集に取り組んでいるところです。

また、仮に建設候補地を探すことになった場合には、施設の性質上、給食の配送時間とか、都市計画の用途区域、それから、農地の利用、下水道区域あたりとの兼ね合いなど、何点が立地条件を考慮しないといけない課題があります。また、建設のための財源についても考えないといけないと思っておりますので、できるだけ早く庁内での議論が進められるように取り組みたいというふうに考えております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代委員。

○4 番（中村日出代君）

そういうふうに進めている姿が全然見えないから、何もしていないように感じるんですね。だから、たまにはこういう進捗状況とか我々にも情報提供をするようにしてもらいたいと思いますね。

それでは次に、市長は、「第七次の鹿島市総合計画、令和3年から7年度、令和5年度が中間になりますけど、ここでも安全で安心な学校給食の提供と給食施設の計画的な整備ということで項目で上げております。そういうことを考えますと、質問にありましたように、速やかに整備計画の策定に取り組んでいかなければいけないというふうに考えておりまして、今後庁内でその検討を進めていきたいというふうに思います。」と答弁されました。

速やかにとは、できるだけ早く、時間を置かずにすぐに行うという言葉ですね。そのときは市長も見てから、あまりの老朽化に危機感を持たれたと思います。今の話ではこの計画が本当に進んでいるかどうか分かりませんが、していただいているようですので、いま一度指示をしていただきたいと思います。お願いします。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

給食センターの状況については、議員おっしゃるとおり、我々も今の状況では大変だなという思いはいたしております。それで、教育委員会のほうに指示を出しておりまして、昨日の松尾議員の質問でも答弁しましたように、改修とか改築とかいうやり方ではなかなか経費もかかるし、また建て替え時期がすぐ来るということで、新しく場所を変えて建て直すというのが一番いいだろうというようなことで、そこのやり取りはお互いにやっておりまして、じゃ、どういうふうなやり方であるとか、場所をどこにするとか、そのところをこれから詰めていかなければなりませんので、そのことについてはお互い今話をしておりまして、なるべく早くと、早急にというのはそういう意味を込めてやっております。

あと、財政課との詰めもしていかなければいけないので、併せて考えていきたいと思えます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

子供たちの安全・安心な給食というのはやっぱり緊急ですね。

もう一つ言い忘れていましたが、空調服ですね。これを市で買って貸与するような対策を取ったらどうかと思うんですよ。松尾議員の話にもありましたが、25千円もかかっているわけでしょう。一応市のほうで装備として買っていて貸与するようにしたらどうかと思うんですけど、教育次長、どうですか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

昨日も答弁あったと思いますけれども、当然現場のほうと意見交換をしながら、予算措置についてはできるような形で取組をしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、市長、よろしく願いしておきます。

では、サテライトオフィス等開設支援事業についてです。

この質問については、現在改修工事が行われておりますので、これが終了した後に改めて質問をしたいと思います。今議会では予定しておりましたが、割愛させていただきます。

それで、次、3 番目の市民交流プラザ浴室利用の日曜日休業についてです。

市民交流プラザ浴室を公の施設として設けることができる法的根拠については、先ほど議長が詳しく説明していただきました。

6 月議会で市民交流プラザ浴室利用の廃止についてということで私は質問しました。その質問に対して市長の答弁に事実でない内容がありましたので、その件について質問いたします。

その質問は、浴室利用を再開していただけないかという質問で、そのときの私の質問を要約しますと、お風呂の1日の利用料が10千円ですね。日曜日は4回で、月に40千円、年間480千円ですね。年間480千円のお金がないとの回答です。お金がないんですから、市民のささやかな要望もお金がないと片づけられればどうしようもありません。本当に僅かな要求です。これを聞かないで、市民とのコミュニケーションが取れたと言われんじやなかでしょうか。この件について検討していただきたいと思いますが、市長どうですかと質問しました。

市長の答弁は、お風呂の話も、7日ありますので、ぜひ1日は——風呂の掃除もします。風呂を担当する従業員の数も13名で限られておりまして、平日3人、日曜日は2人の勤務体

制でやっていますので、その職員の働き方改革、そういうことも一定程度考えてやらなければというふうに思っ、市民の皆さん方には少し御負担をおかけしますが、日曜日だけは休みにさせていただきますとの答弁でした。

この市長の答弁の、風呂の掃除もします、風呂を担当する従業員の数も13名で限られておりまして、平日3人、日曜日は2人の勤務体制でやっている、この部分が事実と全く違います。風呂の掃除は、専門の株式会社ダックが月曜日から日曜日まで7日間、毎日毎朝8時30分から男性風呂、女性風呂を約1時間以上かけて掃除をしております。職員は利用時間の合間に風呂のお湯の量を調整したり、風呂の中のごみがあればごみを拾ったりと、お風呂の管理の仕事をしておられます。

市長は、風呂掃除は毎日毎朝清掃業者がやっていることを担当課から聞いていなかったの、でしょうが、事実が全く違います。市民の皆さんに事実と違う答弁をし、誤った認識を与えております。担当課に確認し、答弁を撤回し、事実の答弁をしていただきたいと要請します。確認をしてください。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

職員のお風呂の清掃の件ですけれども、先ほども申しましたが、公衆浴場法の規定により衛生管理の徹底が示されております。それに従いまして、施設職員は日常的に浴槽水の入替えや湯温調節と湯量調整、2時間置きの塩素調整、利用者の退室ごとに湯船の湯あか、髪の毛の除去、浴室、脱衣所、洗面所の清掃を行っています。具体的に言えば、足ふきマットをいつもじめじめした状態ではなくて、裏返ししたり、乾燥させた状態で置いたり、あとは1日の風呂が終わったときには水を落とすとか、細々な浴槽、浴室の管理清掃マニュアルが示してあります。

職員がする仕事と、もちろん清掃業者、専門業者に頼むという部分があります。例えば、脱衣室や浴槽内の人が直接接するところ、床や壁、脱衣かご、体重計、洗いおけなど、直接人が接するところは毎日清掃、消毒が必要で、清潔で衛生的に保つことの徹底を示されております。利用者の退室ごとに職員がそちらのほうの清掃をしているところです。これは事実です。もちろん全てを職員で行うことは困難でありますので、専門業者による清掃も委託しております。このほか、ネズミ、衛生害虫等の防除措置、浴槽水の水質検査など、専門業者による衛生管理を行っているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

今の答弁では清掃業者は要らんですね。5,550千円も経費を計上されておるでしょう。それは職員さんだけでしよるなら清掃業者は要らんじゃなかですか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

清掃業者には市民交流プラザの浴室も含めた全館をお願いしてまして、集会室とか貸室のフロアの掃除とか、トイレの掃除、また、浴室の掃除、あと、浴室の消毒関係をお願いしております。全てを清掃業者にお願いするには費用がかかりますので、職員ができる部分を行う、少しでも利用者の皆さんが気持ちよく使えるように清掃を行っているということになります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

清掃業者はあんまり要らんですね。朝1時間以上かけて風呂場を掃除しよるという話やったですけども、それは全部職員さんがすればよかわけでしょう。全体が5,550千円ということですけども、ちょっとそれはおかしか。

すみません、市長は清掃業者が入ってしているというのは担当課から聞いたっすか。——聞いているんですね。それでああいうふうな答弁をしたわけですね。

市民交流プラザを公施設として設けることができる法的根拠は、先ほど答えられましたように、地方自治法の第244条ですね。公の施設、第1項、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。」ですね。それが根拠。

それでは、(1)にしています浴室利用の日曜日休業理由について質問いたします。

同法の第2項、「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」と定められております。

この法律の詳しい逐条解説に正当な理由とはどういうことかと書いてあります。正当な理由に該当するかどうかは、個々具体の場合に判断するほかないが、一般的には公の施設の利用に当たり、使用料を払わない場合、公の施設の利用者が予定人員を超える場合、その者に公の施設を利用させると、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険性があることが明白な場合、その他、公の施設の利用に関する規定に違反して公の施設を利用しようとする場合等は、正当な理由に該当すると定められております。

正当な理由ではなくて、この休業にした理由は、浴室の清掃をする人が足りない、職員を休ませねばならないが市長の言う休業の理由となっていますが、これは解説にあります正当

な理由に全く該当しませんが、現在、違法な法律の状態となっていますけど、それはどう解釈しますか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

浴室の日曜日の休業に至った理由については、議員がおっしゃいましたように、職員の体制、健康管理問題等があります。清掃の関係もあります。あとは施設全体の営繕・修繕、備品管理とかの買換え等に費用もかかりますし、今現在、浴室の運営に係る年間経費は1日当たり19,090円となっております。施設の設備を最大限に発揮する、そして、管理経費の効率的な活用を図り、利用者の皆さんが低価格で利用できるようにするために、継続して利用できるように、職員体制やその他の管理運営上の要因によって日曜日を休業することに至っております。

管理運営上の要因に、人員が不足とか経費がかかるということですが、管理運営についてですけれども、地方自治法第149条7号におきましては、市長は、「公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。」、その事務を担当するということに定められております。市は市の事務を執行する責任を負って、その中には公の施設の管理運営も含まれていると解釈しております。市長は公の施設の運営に関する判断を行う権限を有しているということで、こちらは「公の施設を管理し、」というところで、その具体的な管理に関する事項としましては、建物は5つあるかと思いますが、（「よかです」と呼ぶ者あり）その中で利用管理、利用するためのスケジュールとか、あとは財務管理、施設の運営に係るコストの削減努力が求められるということで、プラザの条例に基づいて判断をしているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

正当な理由は何ですかと言いますと。管理とかなんとか関係なかやなかですか。正当な理由は何ですかと。休業する正当な理由。今私が言いましたのが理由ですね。管理というのは別じやなかですか。市長が管理するのも議会の議決が要るですね、担当事務は。第149条の担当事務のことを言いよつわけでしょう。「普通地方公共団体の長は、概ね左」、いろいろありますが、7項に市長は「公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。」ができる。担当事務とは「普通公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。」、管理も廃止も設置も全て議会の議決の要つですね。この中には休業は入っとらんじやなかですか。市長には休業する権限はなかですよ。担当事務の中にどこにあるんですか、市長が休業をしている法的根拠は。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

地方自治法第96条については議会の権限について定めてある、先ほど議員がおっしゃってありました設置、廃止についてはかかる（「149条よ。担当事務のことよ」と呼ぶ者あり）議会の権限は96条ですけど、市長の権限については149条の7号にあります。その中で管理ということで市長に権限がありますので、運営に関する判断を行う権限を有しているということで考えております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

何回も言いよっじゃなかですか。管理にしても、廃止にしても、設置するにしても、全部議会の議決の要っじゃなかですか。休むとは議決しとらんでしょうもん。

管理とは、公の施設をその設置の目的に従って維持し、住民に利用させる等の行為をいうわけですよ。管理は利用させない行為じゃなかですよ、利用させる行為ですよ。休ませとっじゃなかですか。利用させない行為でしょう。これをするためには議会の議決の要っですよ。全て違法な状態で今休ませとっです。また、休業というのがなかですよ。

休業の法的根拠ば教えてください、定義を。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

休業と休止の違いですけれども、現時点、かたらいのお風呂はお休みということには変わりありませんけれども、休業が長期間にわたるもので、休止というのが一時的な、課題がすぐ解決するような場合は一時的に休止するということになりますが、いろいろな課題が解決する期間の違いによって使い分けるものと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

市長に条文の説明をですよ。ちょっと休憩してもらってよかですか。

○議長（徳村博紀君）

暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（徳村博紀君）

再開します。

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

今の中村議員の質問にお答えします。私の認識も少し間違っていたら申し訳ないんですけど、基本的な考え方としてからのことを申し上げさせていただきたいと思います。

まず、先ほど市長の担任事務だという第149条の話がありました。ここは限定的に地方公共団体の長がどういう事務を担当しているかというのを列挙しているものになるかと思います。前回6月の議会も少し議員のほうから事前にそういった話があったかと思います。この中で「公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。」、これは市長の担任事務というふうになっています。

先ほど議員のほうから、権限、議会のほうに出していないじゃないかというお話があったと思います。これにつきましては、もともと244条に基づく公の施設というのは住民の利用に供する施設ということになります。ですので、基本的な考え方として、その利用形態であるとか、何をするか、開館日がいつかとか、時間とか、どこに設置するかということは、住民の利用を広く進めるために条例で設置するということになっております。この分につきましては条例で議会の議決が必要となります。

この内容を仮に変更する場合につきましては、当然条例が必要になります。今回の市民交流プラザの条例になります。市民交流プラザ条例につきましては、かたらいの3階と4階の部分市民交流プラザという形で整理を今しております。その中、貸し会議室であるとか、ホールの辺り、いわゆるかたらいの3階、4階部分が条例で設置しているものになっていると、ばくっとそこだけを今設置している書き方となっております。

今回、この中身について、じゃ、風呂であるとかトレーニングジムというのはどういうふうになっているのかという形の御意見だったかと思います。この分につきましては、別に管理運営をどういうふうに進めていくか、ほかにもいろんな施設がありますので、そこを何時まで開けるかということは、市のほうで別に条例に規定せずに、市の中のほうで管理運営してやっていっているという形になっております。

先ほど住民の利用を制限しているじゃないかというお話がありました。244条の第2項、第3項、公の施設に関する正当な理由がない場合とか不当な差別ということになると思います。

この中身につきまして、先ほど中村議員のほうからも御紹介がありましたように、仮に開館しているときに住民の方が来て、皆さんほかの人が入っているけど、あなたは駄目ですよとか、今まで使ってきたけど、こういう行動をする人だから、この人が使うのはどうかという、そういった利用に関しての差別的な取扱いをしてはいけないという規定になっておりま

す。その関係で、今、議員のほうからはそういう法律に違反しているじゃないかという御質問があったのかと思いますけど、そもそも開いていない日、この分につきましては、先ほど課長のほうからも説明がありましたけど、これまでの人員の配置であるとか経費の問題という形で、当然、市としても住民サービスの向上、福祉の向上には当たらないといけないと考えておりますけど、それも最小限、効率的な行政運営をやっていく必要があるという考えの下、いろいろ福祉課のほうで現場で確認した結果、日曜日については休館という形を取っております。

ですので、そういったことで考えると、合理的な理由に基づいて日曜日は休館しておりますので、当然、この244条の差別的取扱いであるとか不当な取扱いに当たっているという考えではないと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

3 項の不当な取扱いとはあんまり関係なかですね。議論をすり替えるために、今、副市長は言っていますが、私は2 項を言いよっわけですよ。正当な理由に該当するかと。それは今言うたように、公の施設の利用に当たり使用料を払わないとか、公の施設の利用者が予定人員を超える場合とかいろいろありますけれども、その理由以外では公の施設の利用を制限することはできんわけですよ、この法律上は。それで、副市長は頭のよかけん、3 項のほうに持ってこられましたけど、そうじゃないんですよ。私が言っているのは2 項なんですよ。正当な理由がない。

休業と言われましたけど、休業というとはなりわいをやめるわけですから、日曜日の開かつとは全部やめんばらんですね、休業というとは。休業やつけん。そいけん、日曜日は全部やめんばいかんわけですよ、実際の話はですね。だから、これはどがん考えても法律に違反しとっですよ。課長がいろいろ言われましたけれども、これは正当な理由になりません。根拠がないのにどうして休業していいのかということですよ。

結論的に言いますと、鹿島市は今年4 月1 日から公施設であるかたらいの浴室の利用を地方自治法第244条の2 項の正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとなっつですよ。職員が足りないとか、休ませんばいかんとか、そういうのは正当な理由になりません。

それで、次に149条の、市長は公の施設を設置し、それは風呂を設置したわけですね。管理し、今いろいろ管理をしています。及び廃止することができる定めですよ。休業の定めも休止の定めも何もありません。

それに、この規定に違反して、日曜日の年間利用者985人に、正当な理由もなく公の施設

であるかたらいの浴室の利用を、市長の権限外であるにもかかわらず休業とし、拒んだ措置は許せるものではありません。法律違反の状態を約6か月にわたり継続し、多数の市民に不利益を与えた日曜日休業を市民の皆さんにどのように説明し納得していただけるのか、答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

現在、日曜日をお休みしております。来館されて風呂に入りたいという方には、受付のほうで今言った理由を説明して、利用ができておりませんということを申し上げまして、利用ができないということを説明しているところです。

また、館内においても休業をしますというのを2月から貼り出しておりますし、今は貼り紙はされていないかと思えますけど、一般的に見られる鹿島市のホームページのほうに休業しておりますということをお知らせしております。

休業に至る理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり、職員体制や経営のコスト、費用対効果を考えて、日曜日を休業するという判断をいたしましたということになります。

月曜日から土曜日は開館しております。運営をしておりますので、利用者の皆様には、生活時間、ライフスタイルを変えることになるかもしれませんが、御理解をいただきたいと思っています。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

私はそういうことを聞いていないんですよ。違法状態なのに、どうしてこういうふうな利用させない状態を続けているのかと聞きよっわけですよ。

この場で違法であるとかなんとかとって認むつとはなかなか難しかですよ。言っていることは非常に分かります。しかし、今現在違法である状態を直ちに解除していただきたいと思うんですよ。日曜日を休みにしている理由のなかですね。法律でも認められとらん。

私、厳しく意見を書いていたけれども、市長への福祉課の提案である事実じゃない答弁の作成ですね。掃除をしている株式会社ダックがあるのに、それを入れていない。法律の違反である市民交流プラザ利用の休業。これは理由が今正しくなかけん、実際、民事訴訟でも起こされたら、これは裁判になるですよ。休業により、延べ985人の利用者の風呂に入る権利を奪っていると。このような提案を何で福祉課が市長にすつとかなと思うわけですよ。その趣旨がまず分かんですよ。私が言っているのが実際本当ですけども、市長は職員の皆さんを信用できんごとなっちゃなかですか。当たり前のことを言わんやったらですよ。そこを考えてもらいたいと思います。私が言っているのは全て真実だと思いますけども、

これから先調査してもらいたいと思いますけれども。

鹿島市懲戒処分基準の一般服務関係、(7)虚偽報告。事実を捏造して虚偽の報告を行った場合。市長に虚偽の報告を行っていますね。事実でない答弁の作成は虚偽報告に該当するおそれがありますね。

それから、市民交流プラザ利用の違法な休業ということ、中を休業させとつでしょう。これは一般服務関係、(5)職務怠慢・注意義務違反。職務の怠慢、または注意の欠如（職務上の法令等違反、不適正な事務処理、不作為等）により、公務の運営に支障を生じさせた場合に該当するおそれがあると思うんですよね。処分の標準例をいいますと、これは厳しかですよ。減給とか戒告ですよ。

寺岡参事、私、今いろいろ言いましたけれども、これが事実であったら本当に大変なことと思うんですよね。今この段階では、これは事実であったとかなかったとか言われないと思います、公の場やけんですね。このような事案が続けて発生したら、松尾市長の行政上の信用失墜行為になると思うんですよね。松尾市長は部下から言われたとを答弁されていると思います。そこは本当に市民からの信頼を失いかねないと思いますので、この件に関しては調査をお願いしたいと思いますけど、どうですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今、議員がおっしゃった公の施設を利用することについての話の中で、拒んではないという規定はあります。これは解釈ということですけど、普通使われるような状態にしているときに来られた方を違法に拒んではないというような条文の解釈を私はしておりまして、例えば、開ける開けないというのは管理の中の運用規程ですので、その違いが少し私は議員とあるというふうに思います。

それと、さっき風呂の掃除と言いましたけど、さっき内容の中に、途中でpHを測ったり、水の状況を測ったり、いろんな脱衣場の清掃であったり、それも今言った清掃業務に当たります。

それと、民間に委託しているのは、この風呂場だけじゃなくて、かたらいの全ての清掃をしている一環として風呂の清掃もするということですので、ここだけ違法にしているわけではない、そういうことで考えておりまして、私もいろいろ話したんですけど、このことについて、行政上、例えば、施設の利用についてこういう状況であったら、こういうふうに変えていこうというようなことは、当然、我々執行部の中でも話していきますので、その一環として、利用者にとっては御不便をおかけするかもしれませんが、我々の業務の形態の中で、少し利便性を損なう中で、こういう形でやらせてくださいというお願いですね、そういうことをやっておりますので、そのところは理解、協力をお願いしたいということで

申し上げております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

言われていることは分かりませんが、そういうことでしょうか。公の施設の利用者が予定人員を超える場合と、こういう組織的なことも該当するかどうか書いてあつたですね。個々人の問題だけじゃなかいですよね。

今、休業というとはできませんよね。休業というとは、その施設が休むことが休業ですよ。例えば、コロナで休むとか、何か行事が日曜日にあつたけんが次の月曜日休むと。それは休業ですよ。だから、今は休業じゃなかいですよね。休業というのは、受付に誰もおらんとが休業ですよ。今は休業の状態ではありません。大体休業という言葉がなかいです。無理やり皆さんそういうふうに言っていますけれども、ここでは確かに認めることは難しいと思いますね。

それで、寺岡参事、この実態というか、真実を明らかにせんやったら、またこれはずっとこのまま質問をしていかんばごとなつたですね、次の議会、次の議会。これは調査をしていただきたいと思います。私が言っているのが全て正しいとは思いません。また、執行部が言っているのも全て正しいとも思いません。やっぱりその真実を調査してもらいたいと思いますけど、どうですか。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、お答えいたします。

先ほど中村議員のほうから虚偽の報告だとか、例えば、法令違反だとか、そういった御指摘があつたところです。こちらにつきまして、もしこれが法令違反の状態とか虚偽の報告等があつたことによって行政上の何か支障を来したような場合は、やはり処分の対象になるかどうかというところが出てくるかと思っております。

こちらにつきましては、鹿島市の規定において、市職員に係る行為の調査等に関する規程というのがございまして、懲戒、もしくはそのおそれがあるような事案が発生した場合と認めるものに関しまして、副市長をトップにして総務関係の職員で調査を行うというような規定がございまして、こちらにつきましては、まず、その事実関係といいますか、法的な解釈の部分とかいうところも出てくるかと思っておりますので、そちらにつきましてはやはり確認をしながら、もしそういった違法状態とかいうことになるおそれが出てきたということになれば、規定に基づいて調査をすることになろうかと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

まず、事実を確認してください。私が言っているのが全て正しいとは思いません。ただ、執行部が言っているのも全て正しいとは思いません。

最後に、鹿島市議会基本条例第3条、基本方針第2項、議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うの規定を肝に銘じて、市民の皆さんの負託に応えられるようにこれからも議員活動を行ってまいります。

終わります。

○議長（徳村博紀君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。11時25分から再開いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、7 番樋口作二議員。

○7 番（樋口作二君）

皆さんこんにちは。7 番議員、樋口作二でございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

近年、年齢を重ねたせいか、急激に世の中が変化してきたと感じる事柄が2点あります。

1 点目は、誰もが感じている気温の上昇です。一般的に地球温暖化と呼ばれていますが、もはや地球沸騰化だと言う人もいます。今年の夏の高温もすさまじく、農作物等にかんりの影響が出ています。何十年も前からこうなることが指摘されていたのに、対策を講じられなかった大人の一人としての責任を感じているところです。

もう一点目が、目まぐるしく変わるデジタル社会の在り方です。政府は我が国が目指すべき未来社会の在り方として、Society5.0と称し、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を提唱しました。これは鹿島市の第七次総合計画の中にも取り入れられ、人口減少による生産力や地域力の減少などの社会的課題に対応し、持続可能な住民サービスを提供していくためICTによる課題解決を図っていきまると明記され、すばらしいデジタル時代が来ると期待していました。

しかし、その後、デジタル庁が組織され、コンピューターの世界であるサイバー空間が先行し過ぎ、現実の暮らしと離れ過ぎ、様々な弊害も見えてきました。その代表がマイナ保険

証問題、現在の健康保険証をなくしていくという問題ではないかと思います。メリットよりデメリットが大きい。今からでも遅くないからマイナ保険証を中止せよと世の中の声が大きくなっていますが、予定どおり実施されることとして質問いたします。

昨日の釘尾議員の質問とかぶることもあるかと思いますが、昨日議論に上らなかったマイナンバーカードの更新とマイナ保険証の関係、マイナ保険証を登録している方に送付される資格情報のお知らせなど、より詳しくお知らせくださいますようお願いいたします。

次に、インターネットやメールなどを利用して頻繁に報道される詐欺行為についてお尋ねします。

鹿島市でも被害に遭われた方がいるのではないかと思います、インターネットに潜んでいる詐欺やメールによる詐欺はどのようなものがあるのか、そして、どのように対処すれば快適にパソコンライフを楽しむことができるのか、御示唆ください。

3点目に、子供の健全な成長を図る教育にデジタル社会がどのように関わっていけばいいのか、お尋ねします。

この点につきましては、平成30年6月議会と令和3年12月議会でも質問しましたが、しかし、この3年間でさらにデジタル化が教育現場に広がり、子供の能力を最大限に引き出すのが使命と言われる学校教育の方向がこれでいいのか、一歩立ち止まって考えていく必要があるのではないかと考える次第です。

ここではまず、スマートフォンが子供の健全な成長にどのように影響しているのか、小・中学校におけるスマホ所有の実態等、教育現場への持込みなど、どのように指導されているのかをお尋ねします。

その他、SNSやデジタル教材の質問は一問一答でお願いいたします。

最後に、これらデジタル社会をつくる機器の基になる半導体の製造についてお尋ねいたします。

新聞等の報道によると、有明海対岸の熊本県では、台湾の半導体製造企業の進出で、土地代金や給料の値上がりなど盛況を極めていると聞きます。しかし、半導体製造には多量の水が必要で、水だけではなく化学物質による洗浄も必要だと聞きます。その化学物質が、やがて有明海に流れ込み、海を汚染し、海産物に影響を与えるのではないかと心配されている住民の方もおられます。これら半導体製造における汚染の実態はどうか、市当局の見解を伺いたいと思います。

これで総括質問を終わりますが、残り質問や不明な点は一問一答での答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

私のほうからは1点目のマイナ保険証の取扱いについてお答えいたします。

樋口議員からは、マイナンバーカードの更新と健康保険証ということで、恐らくマイナンバーカードが更新される際に医療機関への受診などどうするのかという意味合いかなというふうに受け取っております。まず、このことからお答えします。

国から昨年12月に発出された事務連絡によると、マイナンバーカードを更新中の場合などは、新たなマイナンバーカードが交付されるまでの期間について、本人の申請により資格確認書を交付することになります。

マイナンバーカードの更新手続については少し時間がかかるということがありますので、マイナンバーカードの更新手続においては有効期限の3か月前の翌日から行うことができるというふうになっております。医療機関等の受診を控えていらっしゃる方などはお早めの手続をお願いできればと考えております。

続きまして、マイナンバーカードを持っていいらっしゃる方には資格情報のお知らせという書類が送付されるということでの御尋ねということですが、これも国の事務連絡によると、健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時にA4型の資格情報のお知らせを交付すると説明されています。この場合、資格確認書が交付された方は除くとなっております。

このことはどういうことかといいますと、マイナ保険証においてはカードの表面に被保険者資格情報が印字されているわけではなくて、マイナポータルにアクセスするか、カードリーダーを使って読み込ませないと御自身の資格情報が確認できないため、紙媒体で簡易に確認できるよう、資格情報のお知らせが交付されることになるということです。

資格情報のお知らせには、お知らせすべき情報として、氏名、被保険者記号・番号、保険者名、負担割合、有効期限、あと、マイナポータルにアクセスするためのQRコードなどが掲載されるということになっております。

この紙媒体である資格情報のお知らせのみでは、当然、医療機関等を受診できません。ただし、マイナ保険証の読み取りができないような例外的な場合においては、マイナ保険証とともに資格情報のお知らせを提示することで受診可能となるというふうに説明がされているところでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

それでは、私のほうからは2項目めでございますネット詐欺の状況、あと、対策、相談窓口についてお答えいたします。

ネット詐欺を含めました詐欺の認知件数は増加傾向にございます。メール、ソーシャル・

ネットワーキング・サービス、SNSを使ったネット詐欺の手口は多様で、巧妙になっております。警察庁の統計によれば、全国的な詐欺の認知件数は、令和3年は約3万3,000件、令和4年は3万8,000件、令和5年は4万6,000件と年々増加をしている状況でございます。鹿島警察署管内でも、ネット詐欺を含めた知能犯の認知件数は令和5年は25件となっております。まして、令和3年の4件と比較して6倍となっております。

ネット詐欺の手口も、架空請求メールや実在する機関や知り合いに成り済ましたなりすましメール、あと、SNSの広告やマッチングアプリなどを利用して架空の投資を持ちかけ金銭をだまし取る投資、ロマンス詐欺など多様化し、巧妙となっております。

このようなネット詐欺の対策としましては、インターネットには危険が必ず潜んでいるというところをまず認識していただきまして、利用されているパソコンとかスマホ、あとはアプリケーションなどのプログラムを更新して最新の状態に保つこと、あとは不用意にパスワードとかクレジットカード番号、氏名、住所などの個人情報を入力しないこと、あと、ウェブサイトを見ているだけで一方的に出された警告とか指示は無視していただくこと、あと、メールにつきましては、送信元などを確認して、身に覚えのないメールは開かない、こういった基本的な対策が重要であると思います。

また、少しでも詐欺が疑わしいと思われた場合は、あるいは詐欺であると判明した場合は、まず、最寄りの警察署か、警察の専用相談窓口、#9110に相談していただければと思います。また、それ以外にも、鹿島市、嬉野市、太良町が連携して運営している消費生活相談でも相談することができます。鹿島市では毎週月曜日と金曜日に9時30分から16時まで、新世紀センター2階の会議室で相談を受け付けているところでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

デジタル社会に抱く不安について、子供の成長への影響についてということです。

昨日の睡眠教育のところにも出てきましたけれども、ネット社会になりまして心配されること、まず1つは、トラブルに巻き込まれるということです。この辺りはまた後ほど詳しく答弁をしたいと思います。

また2つ目は、長時間の使用によって健康被害が心配されるというところ、特に子供はこの点が非常に心配だなと思っております。

先ほど児童・生徒のスマートフォンの所持についてということがありましたけれども、市独自の調査は行っておりません。ただし、4月に行われた全国学力・学習状況調査の質問集の中にこういった質問がございました。携帯電話やスマートフォンで1日当たりどれくら

いの時間SNSや動画視聴をしているか、これはゲームを除くんですね。そこでの回答がありましたので、そもそも持っていないという子供が、ここでは6年生で24.3%、中3で6.5%でしたので、もう少し少ないのかなというところもございますので、大体、小学校6年生で6割から7割、中学校3年生で8割から9割が所持をしているんじゃないか。これは保護者の古くなったスマートフォンなんかを持っている可能性もございますので、そのくらいの割合で、大変多くの児童・生徒が所持しているんじゃないかなと。

そこで、10年ほど前、これも昨日答弁しましたがけれども、教育委員会、学校、保護者、10年前に保護者のほうから出てきたんですね、ネット社会になって。とにかく長時間使用していると、そこを何とか止めてくれということで、3者で小・中学生のインターネットの安全利用に関する指針と安全利用の約束を決めたところです。

それを改定しながら、今年1月には、スマホを持たせないではなくて、持っているという現実の下で、やはり保護者の方がしっかり、保護者の責任で御家庭で約束を決めていただいて使わせる、使ってもらおうというようなことをお願いしているところです。

ただ、学校としましては、毎年、外部の講師等呼んで、このSNSの危険性については、子供たち、あるいは保護者も含めてやることもありますけれども、指導をしているところがございます。

○議長（徳村博紀君）

山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

私のほうからは4点目、半導体産業と有明海への水汚染、こちらのほうにお答えいたします。

報道では、工場などからの汚水は下水道に排水されていると言われております。この工場などから下水道に排水される汚水については、各自治体の管理者の指導により、下水道法など法令に沿った基準で工場内での前処理を行って下水道終末処理施設へ排水されると推察します。

また、下水道終末処理施設でも流入される化学物質などは常に注視して、排水においては水質汚濁防止法などに沿って監視をされていると思われま。

次に、当市の有明海への排水状況を御説明いたします。

当市の工場、事業所などから下水道へ排水される汚水につきましては、鹿島市浄化センターで受入れをしております。ここでは年2回、8月と2月に化学物質類の流入と放流の法定検査を行っております。検査結果は、市内では接続している工場などが少ないため、流入段階でほぼ定量下限値でした。

なお、基準を上回る化学物質が含まれていれば、工場等施設の管理者へ指導を行います。

また、鹿島市浄化センターの排水による周辺海域の影響については、年に2回の周辺海域

環境調査も行っております。今年度の調査は終えておりますが、データ結果を整理中ですので、令和5年度の結果を申し上げますと、水質調査では浄化センター供用前の変動幅内で収まっており、顕著な変化は見られませんでした。

また、底質調査での底生物の確認につきましては、浄化センター供用前後で優占種の変化はなく、軟体動物の出現は多く見られ、周辺海域においては環境の変動は見られない結果でございました。

今後も本市といたしましても、有明海の水質汚濁の防止を図るため、下水道や浄化槽の推進に取り組んでまいります。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

それでは、マイナンバーカード、マイナ保険証について質問いたします。

まず、整理をしたいと思いますけれども、健康保険証については3種類といたしますか、マイナンバーカードを持って保険証に登録している人、マイナンバーカードを持っているけれども保険証とひもづけをしていない人、そして、マイナンバーカードも持っていない人、その比率といたしますか、どれくらいの方が市民におられるということは御答弁願えるでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

それでは、お答えいたします。

まず、マイナンバーカードを本市でどの程度の方が所有されているかということから御説明しますと、本年8月31日現在で、本市の人口2万7,596人に対し、交付件数が2万4,980件で、交付率は90.5%となっております。

続きまして、マイナンバーカードをお持ちの方がどれだけ保険証とひもづけしているかということについて数字を紹介しますと、これが私どもでは国保と後期の被保険者の分しか把握できません。社会保険とかになりますと私どもでは把握できませんので、国保と後期高齢のみ御紹介したいと思います。

これも基準日は、先ほどマイナンバーカードの交付率は8月と申しましたが、レセプトの関係で本年6月の登録率を申し上げます。

まず、国民健康保険のほうですが、国保の加入者5,928人に対し、登録者数4,571人で、登録率が77.1%となっております。次に、後期高齢者医療のマイナ保険証の登録率ですが、これも本年6月において後期高齢の加入者5,145人に対し、登録者数3,837人で、登録率は74.6%となっております。

ちょっと全体的に、うちのほうでは先ほど申し上げましたとおり国保と後期の登録率しか分かりませんので、今のところそういった御回答ということになります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

7 番樋口作二議員。

○7 番（樋口作二君）

そうしますと、マイナンバーカードは大体 1 割弱の方が持っておられないというふうな感じで、マイナンバーカードは持っているけれども健康保険証とひもづけをしておられない方も、国保、後期高齢者に限っては約 25% ぐらいはおられるというふうなことになるのかなと思います。

それで、マイナンバーカードですけど、これは 5 年ごとに更新するというふうなことを伺って、そのときに健康保険証がどうなるかなということをお尋ねしたんですけれども、マイナンバーカードの更新については時間がかかるので、その間、健康保険証がないと非常に困りますので、資格確認書を送るというふうな説明だったかと思いますが、その点の確認と、もう一点まとめて、現在マイナ保険証を持っている人が後期高齢者保険への移行をするときには何か特別な手続が要るのか、その辺はいかがか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

それでは、お答えします。

冒頭お答えした更新時のマイナンバーカードが交付されるまでの期間についてですが、まず、先ほど 5 年ごとに更新というふうにおっしゃいましたけれども、マイナンバーカードの有効期間は発行日から 10 回目の誕生日までに設定されています。おおむね 10 年というところ です。18 歳未満は 5 回目というふうになっております。

ただ、先ほど 5 年と言われたのは恐らく電子証明書の有効期間なのかなと思いますが、電子証明書の有効期間は年齢を問わず、発行日から 5 回目の誕生日までに設定をされています。

10 年に 1 回更新をするときに、担当課のほうにお尋ねしたんですけれども、手続にどの程度の時間がかかるのかということですが、10 年に 1 回というのは新規取得と同様の手続になるので 1 か月ほどはかかるということでお聞きをしております。ですので、マイナンバーカードを更新する際は、直前に更新手続をされると一月ほどかかってしまいますので、先ほど答弁しましたとおり、有効期限の 3 か月前の翌日から行うことができるので、早めに手続をされたほうがいいんじゃないかと思っております。

なお、有効期限の二、三か月前に有効期限通知書が送付されますので、お忘れにならないように一応御配慮はされているということでございます。

それで、例えば、マイナンバーカードの失効の直前に手続される方は一月余りも医療機関に受診できないという、無保険状態になりますので、そういった場合は資格確認書を短期で交付するということができます。ただ、この場合は本人の申請により交付をするということになります。

それで、後期高齢のほうに移行する場合は、マイナ保険証をお持ちの方は、基本的には資格の情報を変えればいい、データだけ変えればいいということですので、特段、今改めて後期高齢者の保険証が送られてくるとかいうことはありませんで、これは市と後期高齢の広域連合、あと、国保の場合は取得になりますけど、そこはオンラインでつながっておりますので、資格の取得の情報だけを変更するということになると思います。

ただ、後期高齢になるということで、実際、国保と後期高齢で制度が違う部分もありますので、そこら辺はお知らせすることになるかと思います。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

7 番樋口作二議員。

○7 番（樋口作二君）

それでは、重ねて後期高齢者医療保険への移行についてですが、マイナ保険証に登録していないでマイナンバーカードだけ持っている人、あるいはマイナンバーカード自体を持っていない人については、そのまま何もしないでも後期高齢の保険証が送られてくるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

マイナ保険証をお持ちでない方は、保険証ではなくて資格確認書を、これは申請によらず、職権でこちらのほうから送らせていただくということになると思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7 番樋口作二議員。

○7 番（樋口作二君）

なかなか複雑なので、もう少し時間がかかりますが、よろしくお願いします。

そしたら、先ほど資格情報のお知らせということ、これはマイナ保険証に登録している人ということですが、新規取得というふうなことを言われましたけど、今現在も登録されている方はこの資格情報のお知らせは要らないのかということと、実際病院に行くときに、マイナポータル、例えば、資格情報のお知らせを持っていけば機器を通さないで受診ができるのか、その辺の対応を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

お答えします。

新規といいますか、マイナ保険証をお持ちの方であれば、12月2日以降、資格情報のお知らせという書類は送ります。新規の人だけではなくて、御自身のマイナンバーカードがマイナ保険証なので、中を確認するためにスマートフォンなどでマイナポータルにアクセスしたりすることが必要ですので、そうではなくて、すぐ簡単に見られるように、そういった資格情報のお知らせという紙ベースの書類は送らせていただきます。

あと、紙媒体である資格情報のお知らせだけでは医療機関に持っていかれても受診できませんので、必ずマイナ保険証と一緒に持って行っていただくようになるということでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

失礼します。午前中に引き続き、マイナ保険証、マイナンバーカードについての質問でございます。

これから実施されるということで、なかなか複雑な面を持っていますが、次に、マイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を登録しておられる方がマイナンバーカードを紛失した、あるいは盗難に遭った、そういった場合に健康保険証の取扱いがどうなるのか教えてください。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

お答えします。

マイナ保険証を紛失した際に医療機関等への受診ができないとか、そういった場合はどうするのかというふうなことでの御質問かなと思っております。

国から昨年12月に発出された事務連絡によりますと、マイナンバーカードを紛失した場合などは、新たなマイナンバーカードが交付されるまでの期間について、本人の申請により資格確認書を交付することになります。

現在も、現行の被保険者証を紛失した場合、被保険者証の再交付については、本人確認書類があれば窓口交付が可能となりますが、資格確認書の交付においても同様の手続になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

7 番樋口作二議員。

○7 番（樋口作二君）

この場合、多分マイナンバーカードは1千円ぐらいの費用がかかって再交付ということをして伺っておりますけど、資格確認書は、紛失ですから、その状態が分かって、本人が申請したらすぐ発行していただくということによろしいでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

資格確認書の運用が12月2日以降となっておりますので、まだ未定といいますか、予定の部分はあるんですけども、現行の被保険者証の再交付においても本人確認書類があればすぐ窓口交付をしておりますので、被保険者証の資格がある方ということと、あと、本人の確認ができれば窓口交付可能というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

7 番樋口作二議員。

○7 番（樋口作二君）

それでは、確認の意味も含めまして、まず資格確認書ですけども、今は紛失した場合でしたが、マイナンバーカードを持っていない方にも資格確認書が交付されるということです。それぞれの有効期限といいますか、多分マイナ保険証を持っておられる方は、マイナンバーカードが発行されたらそれについてくるのかなというふうな感じがするんですけども、持っていない方の資格確認書の有効期限、その辺も併せて教えてください。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

お答えします。

資格確認書は、マイナ保険証を保有されていない被保険者の方が無保険状態にならないよ

うに交付されるものです。保険者の義務として、マイナ保険証を保有されていない被保険者の方には資格確認書を交付するということになっております。

資格確認書は原則本人の申請に基づき保険者が交付するものではございますが、国の事務連絡では、当分の間、マイナ保険証を保有していない被保険者に対しては、本人の申請によらず職権で保険者が交付する運用となっております。

資格確認書の有効期限は、国の方針では5年以内で保険者が設定とされていまして、佐賀県では、佐賀県内国保と後期高齢ともに、現行の被保険者証の有効期限同様、1年となる予定です。

なお、国の資料によると有効期限は更新ありと記載されていますので、マイナ保険証を保有されていない場合は1年の更新を繰り返すものと認識しております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

そうしますと、資格確認書は現在の健康保険証と同じような感じで使用できるのかなというところで理解ができました。

そうしますと、マイナンバーカードを持っておられない方、登録をされていない方も、資格確認書を持っていけば病院を受診できる。マイナ保険証を持っている方はマイナンバーカードと資格情報のお知らせと両方を持っていかなければいけないと、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

お答えします。

まず、マイナンバーカードを持っていらない方は、資格確認書が現行の健康保険証の代わりとなりますので、大きさも、昨日答弁したとおり、現行の被保険者証と同じカード型ということで、あまり違和感がない使用ができるんじゃないかということで、病院のほうにはその資格確認書を持って受診していただくということになります。

それで、2番目におっしゃったマイナ保険証を持っていらない方につきましては、マイナ保険証のみを医療機関等に持って行って受診していただいて結構です。資格情報のお知らせにつきましては、基本的には持参、もちろん携帯していただいてもよろしいんですけども、大体A4判ぐらいの紙ですので、毎日持っていくというのはなかなか難しいかなと思います。例えば、マイナ保険証がカードリーダーで読み取り不可とかになった場合、一つの方法として資格情報のお知らせなどを持ってきて、マイナンバーカードと2つ提示していた

できれば受診ができるという、もしもの場合の書類ということで御認識していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

7 番樋口作二議員。

○7 番（樋口作二君）

ありがとうございました。なかなか複雑な状況ですけど、国民皆保険というのは非常に日本において優れた制度だと思います。これからも鹿島市においてずっと維持できますように、いずれの方もスムーズな医療が受けられるような御指導をどうぞよろしくお願いします。

それでは、2 番目のネット詐欺への対応について。

先ほどインターネットやメールに潜む詐欺のことを教えていただきました。年々増えているということで非常に危惧しているところですけど、考えてみますと、向こうは一生懸命詐欺で金を稼ごうと思ってやっておられますので、いろんなところにそういう、ある意味悪い努力をされているのかなというふうに思います。

ここで再質問というのは特にないんですけれども、もう一度確認の意味で、そういったふうな詐欺に引っかかった場合の相談窓口といますか、そのところをもう一回、ゆっくりと皆さんに分かるように御説明いただければありがたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えいたします。

詐欺が疑わしいとか実際詐欺に遭った場合は、詐欺犯罪は多いですので、まずは最寄りのといえますか、鹿島警察署のほうに相談をしていただく、あとは警察庁に＃9110という相談窓口の専用ダイヤルがありますので、そちらのほうに電話をしていただければと思います。

それと、鹿島市と嬉野市さんと太良町さんのほうで連携して取り組んでおります消費生活相談がございますので、こちらのほうに御相談をいただければと思います。

鹿島市では月曜日と金曜日、9時半から16時の間に新世紀センターの2階の会議室で相談を受け付けておりますので、そちらで相談いただければと思います。月曜日と金曜日が無理な場合は太良町さんとか嬉野市さんのほうでも相談はすることができますので、御相談をいただければと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7 番樋口作二議員。

○7 番（樋口作二君）

インターネットやメール等での詐欺に引っかからないような対応をしながら、我々もしっかりと注意しながら生活していかなければいけないというふうに思いますので、お互いに気をつけていきたいと思います。

それでは3番目ですけど、子供の成長への影響ということで尋ねていきたいと思います。

最初にスマートフォンの保有の状況を伺いましたけれども、思ったより小学生も持っているのかなと、中学生は持っているのかなというふうな思いがありましたけれども、小学生も6年生ぐらいになったら結構持っているんじゃないかというふうな御答弁でございました。

このスマートフォン、いわゆるスマホということですが、いろいろ調べてみたり本を読んだりしてみると、スマホを持っているだけで学力が低くなるというふうな研究、そういったことがたくさん出ているわけですが、スマホを持たせておられる親さんとか、もちろん教育関係の中でもスマホ自体が子供の成長といいますか、極端に言いますと学力に及ぼす影響というか、スマホ自体が学力を低下させる原因になっているんだということの研究についてどのようにお考えになっているのか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

1回目の総括のところで申し上げましたけれども、スマートフォンも含めて、こういった情報通信機器で大きな問題となるのが2つということで、1つ目はいろんなトラブルに巻き込まれる、2つ目は健康被害。今、学力の問題をおっしゃいましたけれども、確かに、スマホを使い過ぎると脳の発達を損なうというようなことで、東北大学の学術研究が出ていることは承知をしております。また、よく言われるのが、スティーブ・ジョブズやビル・ゲイツが自分の子供さんにはある一定年齢まで自分が開発した機器を持たせなかったというようなことも伺っています。

確かに今申したように、長時間の使用ということになると、当然家に帰ってからの学習の時間が少なくなるわけですから、学力向上のためにはある程度学習時間を確保するということになりますので、長時間スマホを活用していると学力の低下につながる可能性は十分あると考えています。

ただし、スマートフォンの所持自体が学力の問題に直結するかというのは、今のところ不確かな部分が多いのかなと。だから、いかにうまく使っていくとか、長時間使用しないとか、そういった健康面に気をつけることがまずは大切だと。そして、約束を守って使うということが重要だと考えております。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

平成30年6月でも、スマホ使用が学力に及ぼす影響についてということで尋ねております。これの答弁では、全国学力・学習状況調査によると、ゲーム時間が長くなるほど成績が低下している正の相関がある。スマホの時間は、睡眠時間、学力、体力、視力、さらには脳機能やコミュニケーション能力も奪うと言われているので、原則持たせない、午後9時以降はしない、親が預かる等の指針を出して、これを遵守してほしいというふうな御答弁をいただいているんですけど、現在も、例えば午後9時以降はしないとか、親が預かるとか、そういったふうな実際の指導というのはどのようになっているのか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

スマートフォンの所持というのは、先ほども申しましたけど、あくまでも保護者の責任で持たせるということをお願いをしております。

先ほどから申しておりますけれども、ここに「小中学生のインターネットの安全利用の約束」、これが児童・生徒用、「児童生徒の皆さんへ」と「保護者の皆さんへ」ということで1枚、その後ろにもう少し詳しい内容をつけております。これを年度当初にお配りしているところです。

幾らか紹介をしますと、児童・生徒の皆さんへ、1番、インターネットなどの利用時間は夜9時までとし、家族と一緒に決めた家庭のルールを守ります。2番、スマートフォン等は学校に持ってきません。3番、インターネット上に個人情報（写真を含む）を載せません。4番、インターネット上で知り合った人に個人情報を教えたり、直接会ったりしません。5番、インターネット上でも、見る人の気持ちを考え、見る人が嫌がるようなことはしません。最後に6番として、困ったことがあったら、すぐに親や先生など周りの大人に相談をします。下のほうには、その内容を保護者向けにお願いしているところです。

こういったことを協力いただけるように、教育委員会としても学校としても保護者の皆さんに呼びかけをしているところです。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

それでは、ちょっと先のほうに行って、SNSということが今話題に出ましたので、これもいろいろ、特に大人の場合でも非常に問題になっていきますけど、中学校の段階でSNSによるいじめといいますか、中傷といいますか、そういった出来事、事案などが起きているのか、どのような対処をされているのか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

ソーシャル・ネットワーキング・サービスのことをSNSといいまして、インターネット上で人とつながり交流できるサービス、いろんなアプリがありますので、1つに限らず児童・生徒も利用しているというようなことです。

議員も教職であられましたので、SNSが出てくる前から、やはり小・中学生の子供たちというのは成長の段階で、特に友達関係ですね、そこでいさかいが起こったり、よくあるのが、仲よしグループでうまくいかなくて1人だけ仲間外れになったりというようなことは昔々からあったところですよ。

ところが、このSNSの登場によって、密室の中で言葉だけが行き交い、誤解がより一層生じやすい状況になってきています。それと、SNSがない時代はある程度ほかの人が気づきやすいというところがあったんですけども、ここは限られたグループ内でのやり取りになって、ほかの人から非常に見えにくい。ですので、当然いろんなトラブルがっております。

1つは、先ほど言いましたように、仲よしグループの中で、自分は友達だと思っているんな書き込みをしたけれども、結局それがうまく伝わらなくて、1人对何人かのグループに分かれたり、あるいはほかのケースもありますけど、そういったことで最終的にそれがいじめられたということで、これはいじめの対応ということで対応したこともあります。

もう一つは、このSNSというのは、先ほどあったように、写真を上げるというのがあるんですね。今は写真を自由に加工できるソフトもたくさんあります。例えば、友達の写真を面白おかしく加工して、そしてSNS上に上げると、こういったトラブルもございました。

ですので、SNSの進化によっていろんな問題行動が増えてきているというのが現状です。

○議長（徳村博紀君）

7 番樋口作二議員。

○7 番（樋口作二君）

そうですね、大変だなと思います。SNSがなかった時代は、子供たちが帰ったらそれが途切れるわけですね。でも、実際スマホとか持っていたら、自分のうちまで来るわけですよ。ある意味、一日中そこに束縛されるというふうなことで、なかなか生徒指導といいますか、思春期の子供たちの成長が本当に心配されるような状況もあるのかなというふうに思います。本当にスマホ自体に申し上げて、SNSもスマホがないと当然できないといいますか、基本的にはスマホでやっているのかなと思いますので、非常にスマホの問題が大きくて、思春期の子供たちの指導が大変だなと思います。

先ほど教育長もちょっと述べられましたけれども、何と申しますか、非常に憤慨しているところは、例えば、スティーブ・ジョブズとかiPadの開発者ですけど、自宅ではiPadをそばに置くことさえせず、娘たちにはiPhoneもiPadも持たせなかったとか、ビル・ゲイツは14歳までスマホを持たせなかったとか、あるいはグーグルの幹部をはじめ、アメリカ西海岸のテック産業、企業幹部の子供たちが通う高校は、デジタル機器の利用によって、子供の健康な身体、創造性と芸術性、規律等、自習の習慣や軟らかい頭と機敏な精神を十分に発達させる能力が妨げられるということで、13歳より前の子供たちがテクノロジーに触れることを禁止しているというふうな、いわゆる実際それを作っている方たちがこの危険性を知っているといいますが、なのに盛んに売り出している。そのしわ寄せが子供たちの教育環境に来ているというふうなところが非常に意味憤慨しているところなんですけれども、そういった中でも日本の子供たちを精いっぱい育てていかなくてはいけないので、教育長、大変でしょうけど、校長先生方、全職員と一緒に、また鹿島市の教育をどうぞよろしくお願いいたします。

もう一つ重要なのがありましたので、デジタル教材についてということでお尋ねをいたします。

数年前、コロナがはやった頃、子供たちに1人1台のパソコンといいますが、これが非常に鹿島市の場合は優れていて、これが打てるんですね。自分で打つこともできるようなタブレットであるということで、ああ、いいのを入れられたなど。これは産業部長とかが頑張られたのかなと思いますけれども、そういうようなパソコンを入れていただきまして、いい環境がありますが、実際学校の授業の中で使われるというのを除いて、家庭学習、特に夏休みとか長期間の休みとか、あるいは毎日の宿題とか、そういったことでどのような教材をどのように使用されているのか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

本市も昨年度からデジタルドリルを全学校で取り入れようということでやっております。本年度は2年目になりましたので、1年間使ってみて、ちょっとこれは小学校1年生には無理だなというようなところは、今年は1年生はやめておこうというので、その辺は学校の裁量に任せているところです。

このデジタルドリルのよさというのは、全ての教科が入っておりまして、自分でどんどん進んでできるというようなところ、家庭での持ち帰りでも、あるいは学校の教科や自習の時間にも非常にうまく活用できる。できたかできなかったかというのも瞬時に分かりますし、そういったことが教師にも分かりますので、また、丸つけ等も要らないというようなところ

で非常にいいところです。しかし、私も使ってみましたけど、書き込みが今のソフトでは非常に難しいですね。ですから、実際に漢字の練習とかはこれまでのようにノートを使って練習していくというようなことをやっております。

ですので、デジタルドリルのよさと、またデメリット、先ほどのような書き込みですね、これについてはノートを併用しながら宿題も出しているというところですよ。

タブレットを導入しましたが、実際は学校の中で毎時間毎時間たくさん使っているかというと、そうでもなくて、これまでどおり紙の教科書や紙のノート、そして鉛筆、消しゴム、これを使った授業というのが大部分を占めておりますので、学校の中だけでのタブレット使用、あるいは家に持ち帰って、宿題もそうたくさんは出しておりませんので、このタブレット自体で何か子供たちに悪影響を起こすということは考えておりませんが、先ほど出ましたような、学校から渡している以外のスマートフォン等の機器を使った家庭での過ごし方というのは心配をしているところですよ。

○議長（徳村博紀君）

7 番樋口作二議員。

○7 番（樋口作二君）

ちょっと気になる点は、多分タブレットの中に答えがあるので、子供たちがそれで全部分かるというふうなことですね。我々のときは全部丸をつけんぎいかんやったですよ、教育長。

教師と子供との関係というか、教師は子供がどのような理解をしているのかということ、自分が担任のクラスの子供はどこで間違えるとか、そういうことを全部分かって指導していた時代ですよ。そういったところの危惧というのは感じておられませんでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えします。

確かに、例えば、宿題の丸つけをしなくていいようになったと、そこで子供たちの学習の進度が分かりにくいんじゃないだろうか、そこはやはり担任、あるいはほかの教師も自覚をしていると思います。その代わりに、単元テストとか日々の授業での机間巡視等で、そこは先ほどの丸つけの部分で生まれた時間というのもありますので、いろんなところでコミュニケーションが図られていると思います。

ですので、先ほどから申しましたように、タブレットのメリットは生かしながら、その中で生まれた有効な時間を子供たちのために使っていると思っております。

○議長（徳村博紀君）

7 番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

教師と子供との関係も少し変化があるのかなというふうな感じがしたところでございますけれども、特に小学校、中学校、義務教育においては担任の先生との触れ合いといいますか、それが一番成長の糧になるということもありますので、御指導よろしく申し上げます。

それから、ちょっと気になるのが、平成30年の議会でブルーライトのことを尋ねたときに、生態にひずみが生じると言われているので、なるべく避ける必要があるというふうな御回答をいただいておりますけれども、タブレットで宿題を出すということは、たくさん出されたら夜遅くまで勉強せにやいかんですよ。そしたら、スクリーンを眺めて夜遅くまで勉強したら、昨日、杉原議員の中でも睡眠の大切さを大分言われましたけれども、睡眠のほうにも影響してくるんじゃないかと思えますけど、その辺はどのように指導されていくつもりなのか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

まず、タブレットの家庭への持ち帰りについては、9時以降は今のところ使用できないようにというようお願いをしておりますし、昨日の睡眠教育でも申しましたけれども、寝る30分前にはやめるというような約束をお願いいたしております。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

いずれにせよ、教育現場というのは非常にタブレット等、デジタルを持ち込みやすい現場かなというふうなことを思います。

何か聞いたところによると、全国学力・学習状況調査が来年度からデジタル、いわゆるタブレットで行うということもちょっと伺ったんですが、この練習で大変だという現場の声もちょっと伺ったんですが、その辺の状況はいかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えします。

その件についてはまだ詳しい情報は聞いておりませんが、本格実施に向けていろんな試みをしていただいていると思いますので、その中でやはり難しい点が出てくると思います。そこは国も考えて完全実施に踏み切っていただくと思いますので、こちらもそれに向けて対応していきたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

7 番樋口作二議員。

○7 番（樋口作二君）

全て教育長にお答えいただいております。教育長というよりも、むしろ文科省がどのような感じで進められているのか、そこが非常に疑問で、本当にデジタルが子供たちの成長に最もいいのかなという辺りの疑問というのがありますが、鹿島市の子供たちを健全に育てるために適正なデジタル教材の使い方というふうなことで、これからも工夫してやっていただけるように、どうぞよろしくお願いします。

それでは、最後の質問です。

先ほど御回答いただきましたけれども、非常に大きな企業が対岸に来ているということと、物すごく大量の水を使っているということと、工場自体は若干内陸部にありますので、直接それが真っすぐ有明海に流れ込むということではないんですけれども、特に漁業者関係というのは割と熊本県辺りの方ともつながっておられて、熊本県の漁業者の方あたりは結構心配されているというふうな状況も伺いますけれども、今の御回答の中では、必ず基準に適合した排水を出すはずだから心配することはないというふうな御回答でした。鹿島市の場合はもちろん前から分かっておりましたけれども、そういったことで確認をしたいと思いますが、その後、熊本県の情報とか、何か新しい情報がおありでしたら教えてください。なかったらなくていいですけど、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

それでは、情報ということでお答えをさせていただきます。

こちらのほうも熊本県の情報については報道で伝えられている分しか入ってきていない状況でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7 番樋口作二議員。

○7 番（樋口作二君）

いずれにしても、この問題はこれからいろいろ出てくるのかなと思いますけれども、実際まだ工場も第2、第3と造られるということも伺っておりますので、注意をしてお互いに気をつけていければと思います。

それでは、まとめですけれども、まず、市当局が進められておりますDXですね、これについては、デジタル社会の理想的な環境を求めて本当に精力的に活動されておりました、大いに評価しているところでございます。

しかし、果たしてデジタル社会が全ての面で豊かな人類社会をつくり上げることができる

のかなということはちょっと疑問で、急ぎ過ぎではないのかというような幾つもの疑問点もありますので、今日は触れませんでしたけど、A I というもっと進んだデジタル機器といいですか、それが出てきたときに人類社会がどのように変わっていくのかなというふうなことをもっともっと考えていかなければいけないのかなと思います。

鹿島市ではしっかりと大地に根差したといいますか、しっかりと市民生活の中でデジタルを取り入れた便利な暮らしを追求するという、その基本を忘れず、特に最も影響されやすい小学校6年生、中学生の話をされましたけど、思春期の子供たちへの対応を本当にしっかり行って、誰も取り残さないという、それが中心に置かれておりますので、そういった豊かなデジタル社会を一緒につくり上げていければなと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で7番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は30日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時38分 散会